

第 2 回熊本市自治推進委員会 法令関係資料

1 災害時における個人情報の取扱い

(1) 熊本市自治基本条例 第 26 条（逐条解説）

行政及び市議会は、大量の個人情報を保有しており、コンピュータやネットワークなどの高度情報化社会においては、個人情報の保護は大変重要なものとなっています。

このようなことから、個人情報の適正な管理や利用、提供等に関し、適切な保護措置を講じることを定めています。なお、このような保護措置については、「熊本市個人情報保護条例（H15.4.1 施行）」で定められ、運用されています。

(2) 熊本市自治基本条例 第 36 条の 2（逐条解説）

平成 28 年度熊本地震では、行政による支援「公助」の限界が明らかとなる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」、「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。

第 1 項では、そのような経験を踏まえ、自助、共助に関する市民の責務を定めています。食料品等の備蓄や避難場所の確認、地域が実施する防災訓練への積極的な参加など、市民一人ひとりの自覚に基づいた備えとともに、地域コミュニティにおいても防災訓練やハザードマップ作成、自主防災組織の活動などを通し、様々な災害等に備えることを規定しています。また、災害等の発生時には自らの安全を確保するとともに、市民相互の助け合い（共助）により、災害等に対処することを規定しています。また、非常時に共助の力を発揮するためには、日頃から積極的にまちづくりへ参画し、地域の中でのつながりを築くことも重要であります。（第 6 条、第 32 条）

第 2 項では、災害や新型インフルエンザなどから市民の生命、身体及び財産の安全を確保するためには、市民や関係機関（国、県、他市町村などの行政機関、医療機関、電力・ガス会社、報道機関等）との連携、協力、さらには相互支援が必要であり、そのもとで危機管理体制を構築することを定めています。後段では行政による支援「公助」について、災害等の発生時においては、非常時優先業務の迅速かつ的確な対応（情報収集・発信、救命・救急、避難所開設・運営、物資輸送等）を行うことを規定しています。

(3) 災害対策基本法

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難

行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2（省略）

- 3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第 49 条の 14 第 3 項第 1 号及び第 49 条の 15 において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（4） 個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第 8 条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報の利用をし、又は実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 法令等に定めがあるとき。

- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて特に必要があると認められるとき。

2 ノーマライゼーションの実現

(1) 熊本市自治基本条例 第 27 条第 1 項（逐条解説）

第 1 項では、市民、市議会、行政は、**参画による市政・まちづくりに取り組む**ことを原則として定めています。

3 性の多様性に対する配慮

(1) 熊本市自治基本条例 第 27 条第 2 項（逐条解説）

第 2 項では、特に、今後の市政・まちづくりにおいては、**男女が共同して取り組むことが重要**であることから、このことを明確に定めています。

4 多文化共生社会の推進

(1) 熊本市自治基本条例 第 32 条（逐条解説）

本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、**互いを十分に尊重しながら協力し合って**地域の課題を見だし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。

しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなっているという現状があります。

参画と協働を拡充推進するための基本的な事項（参画の対象・方法、パブリックコメント制度や審議会等の公開・市民公募に関するルールなど）については、別に条例をつ

くることを定めています。この規定に基づき、平成 23 年 4 月 1 日に「熊本市市民参画と協働の推進条例」を施行いたしました。

このようなことから、第 1 項では、市民が可能な範囲で協力し、参加するということで、市民は地域コミュニティ活動を推進するよう努めると定めています。

第 3 項では、行政は、自主的で自立的な地域コミュニティ活動を支援していくことを定めています。

5 課題解決のための国際的な連携

(1) 熊本市自治基本条例 第 39 条第 3 項（逐条解説）

第 3 項では、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内外の都市等と連携していくことを定めています。

地球環境の保全等共通する課題の具体的な例としては、災害対策、青少年育成、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。

(2) 熊本市自治基本条例 第 3 条第 6 号（逐条解説）

第 6 号の「持続可能な社会の実現」とは、財政的にも、環境的にも市民が安心して、愛着を持って住み続けることができる社会を実現するということで、そのような社会を次世代へ引き継いでいくことが重要であることから明記しました。

6 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

(1) 熊本市自治基本条例 第 2 条（逐条解説）

第 4 号の「参画」とは、施策の立案から実施及び評価までの過程において、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的（自らの意思・判断により行動すること）に参加することをいいます。

(2) 熊本市自治基本条例 第 30 条第 2 項（逐条解説）

第 2 項では、市民参画の手法には、例えば、市民アンケートによる意見聴取、ワークショップ※、シンポジウムの開催、パブリックコメント（市民意見募集）等、様々な手法があり、それぞれの事業の性質や段階（立案、実施、評価など）に応じて最も効果的な手法を選択し、公表、実施することを定めています。

現在、本市では、市民参画を推進するために、P I ※※（パブリックインボルブメント）マニュアルを作成するとともに、その実施方針を定め、実施しています。

※ワークショップ…特定のテーマや課題に対応するため、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るもの

※※ P I …「地域住民、事業者、関係団体、利害関係者、等」（＝パブリック）を「関与、仲間に入れる、巻き込む」（＝インボルブメント）の略で、施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのこと。

7 社会情勢変化の前文への反映

(1) 熊本市自治基本条例 前文

熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。

社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。

また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。

そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

(2) 川崎市自治基本条例 前文

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であ

ることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

(3) 静岡市自治基本条例 前文

静岡市は、北は南アルプスの雄大な山々が連なり、南は穏やかな駿河湾に臨み、東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有しているとともに、今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。

このまちには、先人たちが人と人とのつながりを大切にしながらはぐくんだほのぼのとした心豊かなまちという、これまでの大都市とは趣の異なる特色が備わっており、また大切な財産として受け継がれています。

私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、高度な都市機能と融合させることによって、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心して活動できる安全な地域社会を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。

そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこのまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定します。

(4) 札幌市自治基本条例 前文

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章

は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

(5) 新潟市自治基本条例 前文

信濃、阿賀野の流れが日本海に注ぎ、ゆったりと広がる田園や里山、水辺に水鳥たちが舞い、夕日の美しいまち、新潟。

恵まれた自然や環境に加え、高い拠点性と都市機能を併せ持ち、世界に開かれた開港五港の一つ、新潟。これが、私たちの暮らしているまち。

私たちは、先人たちが編んだ歴史に大きな誇りを感じています。この地では農民自らが開田を主導し、みなとでは町人自らがまちを営んできました。

自主と自治の精神から多様な文化と風土が育まれ、個性的な地域の発展を成し遂げられました。これが、私たちの築いてきたまち、新潟。

私たちは、今、本州日本海側で初の政令指定都市新潟を船出させました。田園とみなとまちが恵み合い、世界の人々と英知が集まる交流都市を目指して、私たちの航海は、たゆみなく続きます。

私たちは、世界との交流を深め、互いの価値を認め合いながら、多様な文化と知恵を導き入れ、地域と世界にとって有為の人材を育てます。日本海の平和に貢献し、一人ひとりの人権が大切にされる、新潟。これが、私たちの目指しているまち。

私たちは、先人から受け継いだ自主と自立の精神風土をいかし、新潟の地から地域主権の流れを大きくして、国、県と相互協力関係を築きます。その土台の上で、地域の歴史と文化をいかした、個性的な、真に自立度の高いまちづくりを進めます。これが、私たちの誇りとなるまち、新潟。

私たちは、地域のことは自らが考え、自らが行動するという、分権型の政令指定都市をつくります。そこでは、市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げ

て、安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力でつくり上げていきます。これが、私たちのつくり出すまち、新潟。

かつてないまちをつくるため、私たちは、培われてきた地域の絆を大切に、市全体の一体感を保ちながら、地域の独自性や地域コミュニティの自立性を尊重した自治を推進し、それぞれの役割を果たします。

このような考えの下、市民自治の基本となる条例として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。

(6) 北九州市自治基本条例 前文

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。